

多頭飼養届出制度の導入について

制度の目的

- 多頭飼養の実態を把握し、適正飼養について助言又は指導を行うことにより、多頭飼養に起因する動物愛護管理上の問題発生の未然防止を図る。

多頭飼養の届出

- 飼養施設において飼養する犬及び猫（いずれも生後90日以下のものを除く。以下同じ。）の合計数が10頭以上となった日から30日以内に知事（保健所）へ届出
- 届出の適用除外規定に該当する場合は届出不要

届出事項

- （1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - （2）飼養施設の所在地
 - （3）飼養する犬又は猫の数、性別及び不妊手術又は去勢手術の実施数
 - （4）飼養施設の構造
 - （5）飼養の方法 ※
- ※ 雌雄の分離、廃棄物等の処理方法

届出の適用除外

- （1）第一種動物取扱業の登録に係る飼養施設において飼養する場合
- （2）第二種動物取扱業の届出に係る飼養施設において飼養する場合
- （3）教育、試験研究、生物学的製剤の製造のために飼養する場合
- （4）動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の5第3項各号に掲げる場合（他法令に基づき公務員が飼養する場合）
- （5）動物診療施設において飼養する場合

多頭飼養の届出事項の変更の届出

- 多頭飼養の届出事項（飼養施設の所在地を除く。）に変更があった日から30日以内に知事（保健所）へ届出
- 軽微な変更には該当する場合は届出不要

軽微な変更

- （1）飼養する犬及び猫の合計数の減少
- （2）飼養する犬及び猫の合計数の30%未満の増加
- （3）飼養する犬又は猫の不妊手術若しくは去勢手術の実施数

多頭飼養の廃止等の届出

- 飼養施設における飼養を廃止したとき、又は飼養する犬及び猫の合計数が10頭未満となったとき（※）は、速やかに知事（保健所）へ届出
- ※ 飼養する犬及び猫の合計数が一時的に10頭未満となった場合は届出不要

罰則

- 多頭飼養の届出若しくはその変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 多頭飼養の廃止等の届出をする場合において虚偽の届出をした者
- 5万円以下の過料